

福岡市・北九州市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

平成 31 年 4 月 11 日

福岡市・北九州市国家戦略特別区域会議

4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

(7) 事項：外国人を含めた開業を促進するための「福岡市開業ワンストップセンター」の設置

内容：外国人を含めた開業の促進のため、登記、税務、年金・社会保険等の法人設立及び事業開始時に必要な各種申請等（以下「法人設立等申請」という。）をオンラインで実施可能とし、関連する相談業務や各種手続の支援を総合的に行う「福岡市開業ワンストップセンター」（以下「ワンストップセンター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【平成 31 年 5 月以降に設置】

i) 設置主体：国（内閣府、法務省、国税庁、厚生労働省）及び福岡市

ii) 設置場所：福岡市が設置するスタートアップカフェ内

iii) 実施体制：施設長、コンシェルジュを配置する。

- ・施設長は、組織運営に長けた者を 1 名配置し、本事業が「区域方針」及び「福岡市・北九州市国家戦略特別区域計画」に則り、その目的達成に必要なものとして機能するよう、必要な連絡調整を各省庁及び福岡市と行う。また施設長は、その運営に関する責任を負う。
- ・コンシェルジュは、福岡市が配置し、本事業全体に係る業務の総合窓口、連絡調整等を行う。

iv) 事業内容：ワンストップセンターが実施する主な事業は、以下のとおり。

なお、企業の要望に応じ、通訳や翻訳サービス等による多言語対応を実施する。

- ・コンシェルジュによる申請書等の作成支援
- ・コンシェルジュから各省庁の管轄する窓口への連絡調整
- ・セミナーの開催によるワンストップセンターの取組の広報 等

v) その他：ワンストップセンターにはコンシェルジュが常駐し、相談対応時間は、施設の保守等に要する日及び年末年始（12 月 28 日～1 月 4 日）を除く、午前 10 時から午後 9 時までとする。

福岡市の創業支援施設「スタートアップカフェ」や、国家戦略特区の取組である「福岡市雇用労働相談センター」等との相乗効果を目指し、必要な連携を図る。